表現の自由は守れるか
新宿・区立公園デモ規制を考える

6月20日、新宿区はデモ集合場所として使用できる公園を4カ所から1カ所へ減らす内規を決定。一方的な行政判断に批判が噴出しています。9月19日、新宿区立公園を使わせて！アピールデモ実行委員会は「シンポジウム『公園×規制＝自由？新宿・区立公園デモ規制を考える』」を開催。パネルディスカッションでの4人のパネラー発言と東京土建新宿支部伊藤委員長の談話を紹介します。（文責・見出しとも編集部）

苦情などは一切なし
岡村稔新宿区労連事務局長

岡村さん

私たちは毎月最低賃金の引き上げ、同一労働同一賃金、残業時間の上限規制を作れというような形でデモを行なっています。新宿で今回規制された3カ所でも、私たちの身近な重税反対のような課題で毎年、デモを行なっており、貴重な表現の自由の場です。

重税反対は8年間続いているデモですが、付近の方からうるさいとかそういった苦情めいたものは一切ない。反対に近隣の商店街の方やアルバイト店員さんのいいぞという声援やその通りだという反応が、毎回私たちのデモを支えています。

最初にデモに対して近隣の方から苦情があると警察から言われたのは今年の4月頃です。具体的にどういうデモに対する苦情なのかと、もし迷惑をかけているのだったら、きちんと話し合いをしたいと申し入れましたが、警察から事情を説明されたのは、いわゆるヘイトデモです。私たちのデモに対して具体的に方法を変えろとか、そういった話は一回もありません。

新宿区労連の最賃デモと新宿ピースウォークの皆さんと共同で8月1日に柏木公園出発のデモを行ないました。使用基準の見直しについて、新宿区が表明をしたすぐ後に議会で報告をされたのが6月27日ですが、25日に私たちがこの公園の使用について申請を公園課に行ないました。公園課はちょっと待ってくれという話でしたが、区議会にまだかけていない、周知をしていないという理由で8月1日については許可されました。ただそれ以降の申請については、使用禁止の見直しをしていますということで、中央公園以外の公園については申請を受けつけないと回答されました。

条例に戻り検討を
あざみ民栄新宿区議会議員

あざみさん

6月20日に決定を区がする前に、6月12、13日が議会の第2回定例会でした。その中で、自民党・無所属クラブと区議会公明党から、公園の近隣の方たちから苦情がある、この問題について区として対応すべきではない

7月31日のアピールデモ（新宿区労連提供）

デモすることが一番
小原隆治早大政経学術院教授

小原さん

私たちの表現の自由を守る上で、自由な公共空間を保障していくことが非常に重要。それは国でも自治体でも同じ。自由な公共空間というのは広場、街路、公園、それだけではなくて屋内施設、ホールもそうです。国であれ自治体であれ、こうした表現の自由という憲法的価値を実現していく役割は重要です。

そうした表現の自由を場所的に保障するような施設とか、スペースというのは、ほぼ自治体の何かであるといっていい。ぜひ新宿区では表現の自由を保障するような施設のあり方、運用の仕方をしてほしい。新宿区以外で23区を横に見て、どういう対応をしているかというと結構ばらばらです。公園をどうする、区道をどうするというのは自治事務といい、辺野古基地建設で問題になっているような国の縛りが強い法定受託事務とかではないので自由度が高い。新宿区さえ、新宿区長さえ、新宿区議会さえ、その気になれば、施設を利用拡大することは全く大丈夫そうです。そうするといい。

ペンタゴンペーパーズという映画で出版の自由の権利を守るたった一つの方法は何か、それは出版することだというセリフがありました。それになぞらえると表現の自由を守るベストな方法は何かというと、それは表現することだということだし、集会の自由を、デモの自由を守るための一番いい方法はデモすることです。それを行使する、守れということではなく、実際にやること、それが一番いい方法なのです。

木村さん

正当な理由とは何か
木村草太首都大教授

公権力の側がコミュニケーションを取ろうとしてくれていないことからすると、騒音トラブル以上の目的があるのではないかと疑わせます。具体的にはデモがある社会が嫌だということを公権力の側が考えていると疑われても仕方がない態度です。

表現の自由は何を規制しようとも厳格にいくということなので、つねに高いハードルがある。この手の問題については日本の裁判所はあまり頼りになりません。憲法21条1項違反だと宣言した最高裁判決はないはずです。日本の法律家の中でも、表現の自由への感覚が弱い。

憲法94条によって条例は法律の範囲内で制定しなくてはいけないので、法律違反の条例を作ると憲法違反になるというのが大原則です。条例自体は正当な理由がない限りという抽象的な言い方をしており、各自治体で正当な理由とはどういう場合かということを定義する条例を作ることは法律と矛盾しないが、許可制ということになると、原則として拒んでいい、ちゃんとした理由があれば許可するという形になり、法律と条例との間の矛盾が出てくる。誰もが納得できるきちんとした理由が条例で定義できて初めて法律の範囲内と言えます。

表現の自由を守るにはいろいろな方法があります。選挙もデモ自体もそうです。本当に最終手段としては訴訟もあります。許可処分に対しての取り消し訴訟はいくらでも例があります。

規制は憲法違反
伊藤賢司新宿支部委員長

伊藤委員長

8月1日から規制するということが、野党の区議会議員からみんなの新宿をつくる会に6月下旬に話がありました。同会は民主団体で結成されており、月に1回、最賃デモを行なっています。そこでこの話が出てきて、それはとんでもないことだとなって、すぐに東京土建のすべての支部へ署名活動をお願いしました。そして区議会の委員会から区民へ発表がなかったので8月1日のデモを申し込んでみようとなって、7月30日、31日、8月1日と毎日、デモをやりました。

この基準は基本的には憲法違反です。それは許すわけにはいかない。ここで許すと他へどんどん広がる可能性があります。

区は規制の目的について、表向きはヘイトスピーチ対策といっていますが、その前々からいろいろなところで区民がヘイトスピーチ対策を取るべきだと陳情してきたにも関わらず、一切やってきませんでした。

デモの制限についての要望書というのも一言一句同じものだと聞いています。だから実際に委員会に提出ができなかったのではないでしょうか。

公園の管理ということで行為の制限が規定されています。ここがハードルです。ここにもとづいて内規がつくられている。一回、内規を白紙にして条例に立ち戻って、本当に区民の公園の利用に支障を及ぼさないというのはどういう場合かというのを一から議会と区民の皆さんと考えていくことが今の時点で筋ではないかと考えています。

8月1日のデモを申し込んでみようとなって、7月30日、31日、8月1日と毎日、デモをやりました。

この見直しの理由は何なのかという部分で、区側は裏付けとなるデータをその委員会にすら出さなかったのです。苦情が来ているのかということもなかった。何か具体的なものは無いのかと事前に聞いたところ、黒塗りのデモの制限についての要望書が3通、提出された。こういうものも何もなく、委員会で報告がされたということで、内容以前の問題として、手続きとしておかしいだろうというのが複数の委員から出て議論になりました。

実は新宿区立公園条例というのがあり、この条例の中で、か、基準はどうなっているのかという質問がありました。これが初めて議会の場で出た話です。それ以前にこういった苦情があるという話などは全くなく、本当に唐突に私たちは感じました。そういう状況で、6月20日の翌日、私たちは聞かされていましたが、正式な基準の見直しの報告があったのは6月27日の委員会で、手続き的にも議会無視、区民無視だと感じています。